

地球温暖化対策を推進するとともに、持続可能な脱炭素社会を構築するための

令和7年度

川崎市太陽光発電設備等設置費補助金

申請の手引き



エコちゃんず：

「CC（カーボン・チャレンジ）かわさき」の基本理念「環境と経済の好循環」

を表現するキャラクター

川崎市環境局脱炭素戦略推進室

令和7年4月7日 公開

令和8年1月16日 更新

この手順書は、補助金の申請から交付までの事務手続きをまとめたものです。

目次

1. 背景	3
2. 令和6年度からの変更点	5
3. 申請から補助金交付までの流れ	5
4. 申請期間等について	6
5. 補助金の対象となる方	6
6. 太陽光発電設備の施工・設置事業者について	6
7. 対象となる設備等の仕様、要件、補助金額について	6
8. 申請方法	9
9. 提出書類	10
(1) 申請時の提出書類	10
(2) 設置完了時の提出書類	13
(3) 計画変更、または中止をした場合	16
(4) F I Tに該当する設備の確認について	16
(5) 設置後の設備等の管理・処分について	16
10. 対象となる設備等の仕様、要件について	16
11. 申請方法及び問い合わせ先	18
12. 補助金に関するよくある質問	20

川崎市太陽光発電設備等設置費補助金の手引きについて

本手引きは、補助金の申請者及び委任を受けた事務手続者の方が、補助金の申請を円滑に進める目的として作成したものです。川崎市太陽光発電設備等設置費補助金の申請にあたっては、本手引きの他、「太陽光発電設備等設置費補助金交付要綱」、「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を確認の上、手続きを進めていただくようお願いします。

【最初に必ずご確認ください】

 注意	次の項目に該当する場合、補助金の対象外となります！
○設置設備が中古品である	
○市の交付決定前に設備等の設置に着手、または設置済み	
○PPA やリースなど、設備が申請者本人の購入したものではない	
○設備を設置する建物の延床面積が 2,000 m ² 以上である	
○容量が 2 kW未満の設備である <u>(太陽光発電設備のみ)</u>	
○太陽光発電設備を設置した事業者が、「太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録していない <u>(太陽光発電設備のみ)</u>	
○太陽光発電設備と連系していない、または、2 kW未満の太陽光と連携している <u>(蓄電池のみ)</u>	
○環境省の「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (ZEH) 化等支援事業」の補助対象製品として登録されていない <u>(蓄電池のみ)</u>	

1. 背景

本市は、2050年の脱炭素社会の実現に向けて、市域の再生可能エネルギーの導入・地産地消の促進に取り組んでいます。

脱炭素社会を実現するためには、市内への再生可能エネルギー導入スピードをこれまで以上に加速させが必要となります。

本市は、市域のほとんどが市街化されている地域特性があることから、再生可能エネルギーの導入を進めるためには、土地開発等を要しない「建築物への太陽光発電設備の設置」が最も導入ポテンシャルがあります。

また、太陽光発電設備は環境への貢献のほか、災害時の防災力強化や電気代の削減への寄与など、様々なメリットがあります。

そのような背景を踏まえ、太陽光発電設備等を普及させ、再生可能エネルギーの導入・地産地消を促進するため、設備導入を支援する「太陽光発電設備等設置費補助金制度」を創設しました。

太陽光発電に関する用語解説

○FIT(Feed-in Tariff)

FIT とは、電力会社が再生可能エネルギーを固定価格で買い取ることを国が約束する制度のことをいいます。この制度では、住宅用太陽光発電設備で発電した電気であれば 10 年間にわたって一定の価格で電力会社が買い取ることを定めています。

○PPA

PPA とは、(Power Purchase Agreement:電力販売契約)の略称で、発電事業者が住宅の敷地内に事業者自身が所有・維持管理する設備を設置し、発電した電気を住宅に供給する仕組です。一般的に住民は使用した電気量に応じてサービス料を支払うことで、設備購入費などの初期費用を抑えて設置することができます。

○リース

リース事業者が住宅の敷地内に設備を設置し、維持管理を行う代わりに、住民がリース事業者に定額のリース料金を支払う仕組です。リース料金を支払うことで、設備購入費などの初期費用を抑えて設置することができます。

○ZEH

Net Zero Energy House(ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス)の略称で ZEH(ゼッヂ)といいます。「エネルギー収支をゼロ以下にする家」という意味になります。家庭で使用するエネルギーと、太陽光発電などで創るエネルギーをバランスして、1 年間で消費するエネルギーの量を実質的にゼロ以下にする家のことをいいます。

2. 令和6年度からの主な変更点

(1) 太陽光発電設備に関する補助要件の変更 (P6参照)

補助を申請する設備の最大出力に関する要件を変更し、出力が「10kW未満」という上限を削除しました。

(2) 蓄電池に関する補助要件の変更、補助区分の追加 (P6参照)

太陽光発電設備との連系に関する要件について変更し、一定以上の出力を持つ設備と連系することを追加しました。

「FITを適用していない太陽光発電設備と連系する蓄電池」と「すでに設置済みの太陽光発電設備と連系する蓄電池」に関する補助区分を新たに設けました。

令和6年度	項目	補助単価（補助割合）	限度額	仕様・要件等
	蓄電池	10万円/kWh(1/2)	70万円/件	太陽光発電設備と連系する必要があります。環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の、補助対象製品として設置完了届提出までに登録されている製品が対象となります。



令和7年度	項目	補助単価（補助割合）	限度額	仕様・要件等
	蓄電池 <u>（新たに設置するFITを適用しない太陽光発電設備と連系するもの）</u>	10万円/kWh(1/2)	70万円/件	太陽光発電設備（2kW以上）と連系する必要があります。環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の、補助対象製品として設置完了届提出までに登録されている製品が対象となります。
	蓄電池 <u>（新たに設置するFITを適用した太陽光発電設備と連系するもの、またはすでに設置済みの設備と連系するもの）</u>	10万円/kWh(1/2)	30万円/件	太陽光発電設備（2kW以上）と連系する必要があります。環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」の、補助対象製品として設置完了届提出までに登録されている製品が対象となります。

(3) 交付決定予定額の変更 (P6参照)

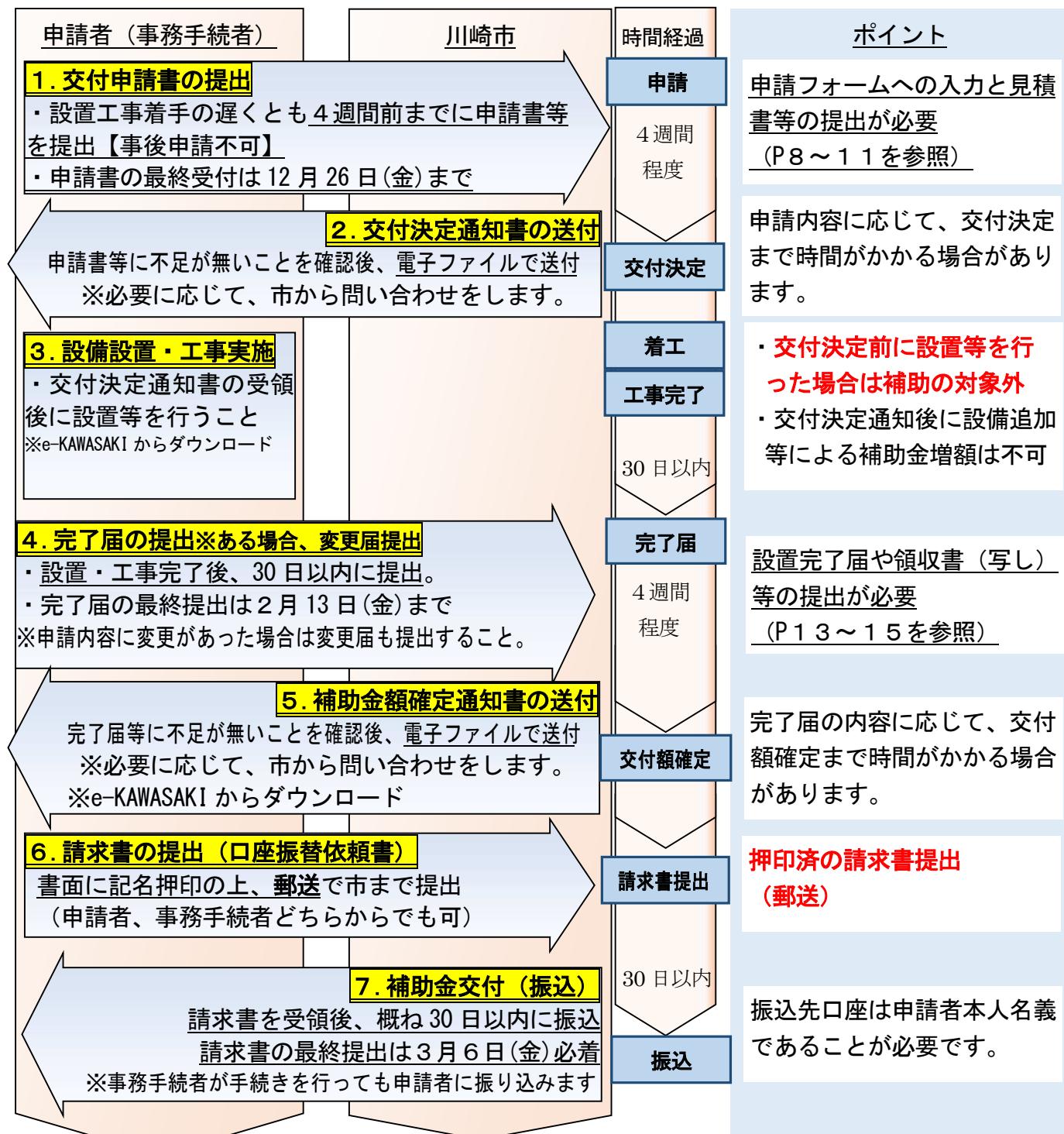
申請の受付にあたって、交付決定予定額を新たに設けました。各設備等の申請額の合計が交付決定予定額に至った場合、その設備等に関する申請の受付を停止します。

項目	交付決定予定額※
太陽光発電設備	224,000,000円
蓄電池	481,000,000円
蓄電池 <u>（すでに設置済みの太陽光発電設備と連系するもの）</u>	60,000,000円
ZEH、ZEH+	35,000,000円

※一部の設備について申請の受付を停止しても、その他の設備の申請状況により、停止した設備の受付を後日再開する場合もあります。

<補助金申請のポイント>

3. 申請から補助金交付までの流れ



※申請が集中する場合には、上記の期間より遅れが生じます。また、原則として申請順に審査を進めますが、着工日の関係などにより審査の順番が前後することがあります。

- 事務手続者が手続きを行う場合は、交付決定通知書等の書類の送付は全て事務手続者に行いますので、通知書は事務手続者から申請者に渡してください。(7. 補助金交付（振込）を除く)
- 申請者（事務手続者）と市の書類のやりとりは、e-KAWASAKI（オンライン手続かわさき）によることとします（6. 請求書の提出（口座振替依頼書）を除く）。
- サイト URL : <https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

4. 申請期間等について

<令和7年度の申請期間等>

- 申請書受付：令和7年4月14日～令和7年12月26日

申請時期	新築	設備設置・工事着工前
	建売	住宅の引渡し前
	既築	設備設置・工事着工前

■設備設置

工事着手時期：市の交付決定後に着手可能です。

- 完了届受付：設置・工事完了後30日以内【最終提出2月13日厳守】

- 請求書受付：最終提出3月6日まで【必着】

- 注意事項：請求書が期限内に提出されない場合、補助金が交付できない場合があります。

5. 補助金の対象となる方

注文住宅	市内に居住（または居住予定）の個人 ※当該年度に初めて本補助金を申請する場合に限る
建売住宅	
共同住宅（申請者の専有部分に用いる場合に限る）	

※新築・既築は問いません。

※延床面積2,000m²以上の建築物は、補助金の対象とはなりません。

6. 太陽光発電設備の施工・設置事業者について

太陽光発電設備の補助を受ける場合に補助対象となるのは、「太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録されている事業者が設備を販売・施工・設置した設備に限ります。交付申請時に事業者の登録がなくても、設置完了届の提出までに登録していれば補助対象となります（登録がないと補助金をお支払いできません）。

登録された事業者は次のHPから確認できます。

URL：<https://kawasaki-taiyoukou.jp/meister>

要件詳細は、P16～17に掲載しています。事前にご確認ください。

7. 対象となる設備等の仕様、要件、補助金額について

No	項目	補助単価（補助割合）	限度額	仕様・要件等
1-1	太陽光発電設備 (FITを適用しないもの)	7万円/kW (1/2)	28万円/件	「太陽光発電設備普及事業者登録制度」の登録事業者が施工・設置した設備が対象となります。 出力が2kW以上ある設備が対象となります。
1-2	太陽光発電設備 (FITを適用するもの)	4万円/件（定額）	4万円/件	
2-1	蓄電池 (新たに設置するFITを適用しない太陽光発電設備と連系するもの)	10万円/kWh (1/2)	70万円/件	太陽光発電設備(2kW以上)と連系する必要があります。 環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス(ZEH)化等支援事業」の、補助対象製品として設置完了届提出までに登録されている製品が対象となります。
2-2	蓄電池 (新たに設置するFITを	10万円/kWh (1/2)	30万円/件	

	適用した太陽光発電設備と連系するもの、またはすでに設置済みの設備と連系するもの)			となります。
3-1	ZEH / ZEH Oriented	25万円/戸（定額）	25万円/戸	国等のZEH補助金と併用できます。
3-2	ZEH+	40万円/戸（定額）	40万円/戸	環境省と国土交通省が連携して実施する子育てグリーン住宅支援事業において取り扱う「ZEH基準の水準を大きく上回る省エネ性能を有する脱炭素志向型住宅(GX志向型住宅)」も本区分に含みます。

設備の本体購入費や工事費用のうち、**消費税額を除いた額が補助対象経費**となります。
 また、国や県の補助金を活用する場合、設備の本体購入費や工事費用（**消費税額を除いた額**）から、**国や県の補助金額を控除した額を補助対象経費**とします。

PPAやリースなど申請者が購入したものでない設備を設置する場合は補助対象外です。
 また、設備の本体購入費や工事費用が補助金額を下回る場合などは、それを踏まえた補助金額となります。（不明な場合は御相談ください。）

補助金額の算出方法

太陽光発電設備（FITを適用しないもの）と蓄電池については、次の3つの数値を算出して比較し、最も低い額が補助金額となります。

①補助単価（太陽光：7万円、蓄電池：10万円）に設備容量を乗じて得た額

②購入・設置費用に1/2を乗じて得た額

③限額額（太陽光：28万円、蓄電池70万円）

【補助金額の算出例】太陽光発電設備（FITを適用しないもの）の算出をするとき

「太陽光発電設備（FITを適用しないもの）」（容量3.0kW、設置費用90万円）

① **7万円/kW × 3.0kW = 21万円**

② 90万円 × 1/2 = 45万円

③ 28万円

費用が
変わると

出力が
変わると

「太陽光発電設備（FITを適用しないもの）」（容量3.0kW、設置費用30万円）

① 7万円/kW × 3.0kW = 21万円

② **30万円 × 1/2 = 15万円**

③ 28万円

「太陽光発電設備（FITを適用しないもの）」（容量5.0kW、設置費用150万円）

① 7万円/kW × 5.0kW = 35万円

② 150万円 × 1/2 = 75万円

③ **28万円**

●国・県などの補助金を併用したときの購入・設置費用について

国や県など、別の補助金も活用する場合、購入・設置費用（消費税額を除いた額）から国や県などの補助金額を控除した額を補助対象経費とします。

（例）蓄電池の購入・設置費用が200万円で、国補助を20万円受け取るとき

$$200\text{万円} - 20\text{万円} = 180\text{万円}$$

この場合、補助率1/2の額は「180万円 × 1/2」で90万円となります。

※本市の補助金の交付申請後に他の補助金の申請を行った場合は、本市における補助金額が当初の交付決定額から変更になる可能性があります。

交付決定額から変更となる場合は、計画変更届（第5号様式）を提出してください。（P16参照）

8. 申請方法

申請等の手続きは、オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）（請求書の提出時を除く）によります。

手続きを行うには、次の①オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）ポータルサイトで利用者登録後、ログインを行ってください。個人向け手続き、事業者向け手続きのどちらからでも入力フォームの検索が可能です（検索ワードは「太陽光発電設備等設置費補助金」で検索できます）。

入力内容等について、詳しくは「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を確認してください。

①オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）ポータルサイト

URL: <https://lpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

②オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI） 利用マニュアル

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000148671.html>

③「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」

URL: <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174288.html>

①は申請入力用の専用サイト、②は専用サイトの基本的な操作方法等に関する利用マニュアル、③は申請等の入力内容に関するご案内となっています。

なお、補助金の振込みに必要となる請求書は申請者本人の押印が必要（スタンプ印は不可）となるため、紙で提出してください。

請求書送付先：〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

環境局脱炭素戦略推進室「太陽光発電設備等設置費補助金」担当 宛て

※「環境局脱炭素戦略推進室『たいせつ補助金』担当 宛て」でも可

9. 提出書類

オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) への申請入力やファイルのアップロードにより手続きを行うことができます。オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) には次のURLからログインすることができます。

※1 ファイルあたりの容量は、原則として2MB以下とし、PDFファイルで提出してください。

URL : <https://lpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

入力方法について、詳しくは「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を確認してください。

URL : <https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174288.html>

(1) 申請時の提出書類

表1 交付申請時提出書類
チェックリスト (提出前にこのリストで添付書類をチェックしてください。)

提出書類	対象者・注意点など	チェック
個人住宅の場合		
1. 交付申請書 (第1号様式) (オンラインフォームへ入力)	<ul style="list-style-type: none"> オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) へ必要事項を入力 <p>※「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を見ながら、オンライン手続かわさき (e-KAWASAKI) で入力してください。</p> <p>※補助額の入力にあたっては、必ず「川崎市太陽光発電設備等設置費補助金算定表」を使って計算した額を入力してください。</p>	<input type="checkbox"/> 必須
2. 川崎市太陽光発電設備等設置費補助金算定表 (Excel形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> 川崎市太陽光発電設備等設置費補助金算定表 <p>※市のホームページからExcel形式の「補助金算定表」ファイルをダウンロード後、必要項目を入力して補助額を算定してください。</p> <p>※算定結果である補助額を交付申請書作成の際に入力するとともに、補助金算定表は申請時の添付資料として提出してください。</p> <p>※補助額の計算部分だけでなく、「太陽光発電設備と蓄電池に係る経費内訳」「他の補助金の交付（見込み）状況」の部分も含めてアップロードしてください。</p> <p>(補助金算定表 掲載ページURL) https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174288.html</p>	<input type="checkbox"/> 必須
3. 所有者の同意書 (第2号様式) (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> 所有者の同意書 (第2号様式) <p>※住宅の所有者である全員の氏名を記入し、所有する住宅に設備を設置することについて同意を得ていることを示してください。</p>	<input type="checkbox"/>
4. 最新の「市民税・県民税・森林環境税の納税証明書」の写し (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> 提出時に取得できる最新の「市民税・県民税・森林環境税の納税証明書」の写し <p>※提出が必要なのは“課税証明書”や“国税（所得税等）の納税証明書”ではありません。</p> <p>※非課税の場合は非課税証明書の提出が必要です。</p> <p>https://www.city.kawasaki.jp/230/page/0000168269.html</p>	<input type="checkbox"/> 必須

5. 現況カラー写真 (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> 3ヶ月以内、昼光で鮮明に撮影してください。(手ぶれ、ピンボケ、夜間、解像度の低いものは不可。) グーグルストリートビュー等、インターネット上の写真は使用できません。 完了届提出時に同じアングルから撮った写真が必要です。 	—
①建築場所がわかる現状 (PDF形式でアップロード)	<p>新築住宅の場合のみ</p> <p>※土地の写真など</p>	<input type="checkbox"/> ①、②のどちらかは必須
②家全体 (PDF形式でアップロード)	<p>建売・既築の場合のみ</p>	<input type="checkbox"/> ①、②のどちらかは必須
③蓄電池の設置予定場所 (PDF形式でアップロード)	<p>既築で蓄電池補助を申請する場合のみ</p>	<input type="checkbox"/>
6. 契約書のコピー (工事請負契約書・売買契約書等) (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> 対象設備等の設置に関する契約書（請書も可）の写し <p>※補助金申請者と契約者の名義は必ず同一であること。</p> <p>※完了届提出の際に提出する領収書も申請者の名義と同一であること</p> <p>※電子契約書の場合、電子契約締結証明書等の本人同士が当該契約を交わしたことを証する資料を追加してください。</p>	<input type="checkbox"/> 必須
7. 「ZEH」等であることを誓約する資料 (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> 太陽光発電設備等設置費補助金に関するZEH等工事実施誓約書（参考様式） <p>※市のホームページからExcel形式の「太陽光発電設備等設置費補助金に関するZEH等工事実施誓約書」ファイルをダウンロード後、必要項目を入力して提出してください。 (誓約書掲載ページURL) https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174288.html</p> <p>※完了届提出時に、BELS評価書（ZEHマークが表示され、ZEH等の性能を有することを示すもの）の提出が必要です。（P14参照）</p>	<input type="checkbox"/> ZEH、ZEH Oriented、ZEH +申請時のみ
8. 太陽光発電設備の設置を証する書類 (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> 申請者氏名・住所・太陽光発電設備の発電出力が確認できる書類（売電検針票、売電実績が表示された書類や画面のコピー等） 交付申請日から遡って3か月以内の実績が記載されたものを提出してください <p>※オンライン手続かわさき入力時に太陽光発電設備を「既存設備と連系して設置」にチェックしてください。</p> <p>※補助金申請者と契約者の名義は同一であること。</p> <p>※同居の親族等が電力の契約名義となっているなど、補助金の申請者と電力契約の名義が異なる場合、生計を一にしていることを確認するため、設置完了届時に世帯分の住民票の写しの提出が必要</p>	<input type="checkbox"/> すでに設置済みの太陽光発電設備と連系する蓄電池の申請時のみ
共同住宅の場合 （個人住宅の場合の必要書類に追加して提出してください。）		
9. 管理組合総会の決議書	<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅を管理組合が管理している場合、対象設備の設置に関する管理組合総会の決議書を提出。 	<input type="checkbox"/> 共同住宅への設置の決定に他者の同意が必要である場合

作成した書類一式の電子ファイルは、必ず保管してください（書類の内容について電話等で確認させて頂く場合があります。）

交付申請書類に関するQ&A

No.	質問項目	回答
1	申請を委任してもよいか。	設置事業者などの事業者に申請を委任することができます。申請書に事務手続きをする方の氏名等を記載いただきます。
2	申請時点で、すでに設置した設備等についても補助金の対象となるか。	<ul style="list-style-type: none"> ・設置等は市から交付決定後（交付決定通知受領後）となります。 ・すでに設置している設備は補助対象外となりますので、申請いただいたても受け付けることはできません。
3	太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録していない事業者に設備を設置してもらうことになったが、補助対象とならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・交付申請時には必須ではありませんが、設置完了届の提出時に該当の事業者が制度登録していることが必要となります。
4	設置する設備について、メーカーが限定されることはあるか。	<p>蓄電池については、メーカーが限定されます。</p> <p>環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、補助対象製品として登録されている製品が補助対象となります。</p> <p>登録製品であれば、どのメーカーの製品でも差支えありません。詳しくは、下記URLから登録製品一覧をご確認ください。</p> <p>（登録製品一覧に関するURL）</p> <p>https://zehweb.jp/registration/battery/</p>
5	オンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）への手続き事業者情報の入力はどんなことを入力すればいいのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・法人情報や営業所情報、担当者情報（電話番号など）を入力してください。 ・担当者は、営業職などの外出を頻繁にされる方の場合、至急の連絡がつながらないこともありますので、可能な限り日中に連絡がつく方（事務職など）としてください。 ・連絡先は可能な限り固定電話としてください。携帯電話の場合、電話に出ていただけず、手続きの修正や資料差し替え等のご連絡ができないケースが多く発生しています。
6	申請内容の修正に関する連絡は電話でもらえるのか。	<ul style="list-style-type: none"> ・原則、連絡はオンライン手続きかわさき（e-KAWASAKI）の自動送信メールによって行われます。 ・至急の対応が必要な場合などは電話でご連絡があります。
7	オンラインでの手続きに電子署名は必要か。	必要ありません。
8	納税証明書とはなにか。	<ul style="list-style-type: none"> ・市民税、県民税、森林環境税を納めていることを証明する書類で居住地の自治体が発行します。 ・税が未納状態である場合は補助対象外となるため、納税を証明する書類（納税証明書）が必要です。 ・似たものに課税額証明書がありますが、これは課税額がいくらなのかを証明するものであり、納税を証明する書類ではありません。 ・納税証明書は、新年度証明書の発行開始は5月以降となることが多いため、発行開始までに申請をする場合は前年度証明書により手続きが可能です。
9	補助対象設備等に関する費用を補助金算定表に入力するが、値引きはどのように対応するか。	<ul style="list-style-type: none"> ・補助対象設備に関する値引きが発生している場合は必ず入力してください。 ・入力する場合は、費用名称に値引きであることを入力し、金額は「-」（マイナス）の値で入力してください。

10	自宅兼事務所で電気メーターが分かれていない場合、補助の対象となるか。	発電した電力を自宅専有スペースに供給する設備で、そのことを証することができれば補助対象となります。ご質問のケースでは、電気メーターが分かれておらず、一体的に供給されているものと思われるため、補助対象外となります。手続き時には、電気メーターが分かれていることを確認するため、自宅と事務所それぞれで電力に関する契約を交わしていることがわかる資料（利用明細など）をご提出いただくことになります。
11	二世帯住宅でそれぞれの世帯で設備を設置する予定だが、それぞれで申請できるか。	・それぞれの世帯に設備を設置して補助金を受けようとする場合は、太陽光発電設備に関する電力会社等との契約が世帯ごとに分かれている場合には、それぞれ申請することができます。

(2) 設置完了時の提出書類

表2 完了届提出書類
チェックリスト（提出前にこのリストで添付書類をチェックしてください。）

提出書類	対象者・注意点など	チェック
個人住宅・共同住宅 共通		
1. 設置完了届（第7号様式） (オンラインフォームに入力)	オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）で入力してください。	<input type="checkbox"/> 必須
2. 川崎市太陽光発電設備等設置費補助金算定表（設置完了） (Excel形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市太陽光発電設備等設置費補助金算定表（設置完了） ※市のホームページからExcel形式の「補助金算定表（設置完了）」ファイルをダウンロード後、必要項目を入力して補助額を算定してください。また、添付資料として提出してください。 (補助金算定表 掲載ページURL) https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174288.html 	<input type="checkbox"/> 必須
3. 領収書等のコピー (PDF形式でアップロード)	<p>申請者が対象設備等の費用を支払ったことを確認するものです。</p> <p>※<u>宛名は申請者と同一</u>である必要があります</p> <p>※但し書きにより対象設備に対する費用であることが明記されていること（記載がない場合は内訳書を添付してください。）</p> <p>※収入印紙が貼付され、割り印が施された領収書を提出してください。 電子領収書の場合、その旨を領収書中に記載してください。</p> <p>※ローンによる支払いの場合は、その契約書・申込書の写しを併せて添付してください。</p> <p>※領収書に記載されている金額を構成する各費用を「2. 川崎市太陽光発電設備等設置費補助金算定表（設置完了届用）」に記載してください。記載額の合計が領収書に記載の額（税抜）と一致するように入力してください。</p>	<input type="checkbox"/> 必須
4. 設置完了後の現況カラー写真 (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・屋外で鮮明に撮影してください。（手ぶれ、ピンボケ、夜間、解像度の低いものは不可。） ・申請時に設置前の写真を提出している場合は、同じアングルで撮影してください。 	<input type="checkbox"/> 必須
①家全体 (PDF形式でアップロード)		<input type="checkbox"/> 新築の場合のみ
②設置された太陽光パネル (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・設置後の写真（屋根面の写真） ・既築の場合は、太陽光パネル及び架台の設置前の写真も提出してください。 <p>※設置前と設置後で同じ画角で撮影してください。</p>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の場合のみ
③蓄電池 (PDF形式でアップロード)	<p>設備の全体像を写した写真</p> <p>※交付申請時に設置予定場所を撮影した際と同じ画角で撮影してください。</p>	<input type="checkbox"/> 蓄電池の場合のみ

④ZEH+の追加要件設備 (PDF形式でアップロード)	<p>次の設備を設置した場合、その設備の全体像の写真及び、メーカー、型番等の機器情報が記載されたラベル写真</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期実効容量5kWh以上の蓄電システム ・おひさまエコキュート（おひさまエコキュートと同様の機能を有するものを含む） ・EV充電設備 ・太陽熱利用システム ・PVTシステム ・HEMS（住宅全体の発電・売電・消費状況がわかる起動中のモニター写真も提出） 	<input type="checkbox"/> ZEH+の場合のみ
5. 接続契約を申し込んでいることが確認できる書類のコピー	<p>下記①②は補助金を受けない場合でも、蓄電池等の他の設備と同時に太陽光発電設備を設置したときは提出が必要</p> <p>下記③はすでに太陽光発電設備を設置し、蓄電池等を追加して契約内容を変更する場合に提出</p>	—
①太陽光発電設備 (FITを適用するもの) (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・次の資料を提出してください。 「受給・低圧申込内容照会web申込システム」を印刷したもの <p>※「受給・低圧申込内容照会web申込システム」とは、電気工事店が送配電事業者に行う「受給契約申込」の内容に関する画面を指します。</p> <p>※それぞれに記載される情報が申請情報（申請者氏名や申請者住所など）と合致していること</p>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備(FIT)を設置するとき
②太陽光発電設備 (FITを適用しないもの) (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・次の資料を提出してください。 「発調・低圧申込内容照会web申込システム」を印刷したもの <p>※「発調・低圧申込内容照会web申込システム」とは、電気工事店が送配電事業者に行う「受給契約申込」の内容に関する画面を指します。</p> <p>※それぞれに記載される情報が申請情報（申請者氏名や申請者住所など）と合致していること</p>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備(非FIT)を設置するとき
③蓄電池の追加のみ (太陽光発電設備は既設) (PDF形式でアップロード)	<p>すでに設置されている太陽光発電設備のFIT・非FITにより次のとおり提出 (FITを適用するもの)</p> <p>前述する「5. 接続契約を申し込んでいることが確認できる書類のコピー」の「①太陽光発電設備(FITを適用するもの)」で求める資料</p> <p>(FITを適用しないもの)</p> <p>前述する「5. 接続契約を申し込んでいることが確認できる書類のコピー」の「②太陽光発電設備(FITを適用しないもの)」で求める資料</p>	<input type="checkbox"/> 蓄電池の追加設置のみ
6. 太陽光パネルの出力対比表・蓄電池の保証書・出荷証明書のコピー (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・補助を受ける設備について提出してください。 ・申請者本人の情報（氏名や住所など）が記載されていて、補助申請内容と合致しているものが必要です。 	—
太陽光パネルの出力対比表 (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽光発電設備を設置する申請をした場合のみ <p>※メーカーが発行したものを提出</p>	<input type="checkbox"/> 太陽光発電設備の場合のみ
蓄電池の保証書または出荷証明書のコピー (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> ・蓄電池を設置する申請をした場合のみ ・申請者名、設置場所、設置日、メーカー、製品型番、製造番号等が記入され、保証書・出荷証明書等として体裁が整っているものが必要です。 <p>※メーカーが発行したものを提出</p>	<input type="checkbox"/> 蓄電池の場合のみ

7. ZEH等に関する資料 (ZEHの交付決定を受けている場合) (PDF形式でアップロード)	<p>次の2つの資料を提出することが必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> • BELS評価書 (ZEHマークが表示され、ZEH等の性能を有することを示すもの) • 「太陽光発電設備等設置費補助金に関するZEH等工事完了証明書」 <p>※BELS評価書は、必ずZEHマークが表示されたものを提出してください。 ※「太陽光発電設備等設置費補助金に関するZEH等工事完了証明書」は、市のホームページからExcel形式のファイルをダウンロード後、必要項目を入力して提出してください。 (証明書掲載ページURL) https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174288.html</p>	□ ZEH、ZEH+、ZEH Oriented等の場合
8. 住民票の写し (PDF形式でアップロード)	<ul style="list-style-type: none"> • 申請者分のみ • マイナンバー（個人番号）が記載されている住民票は使用できません。 • 現住所の根拠資料とするため、設備の設置場所と同じ住所の住民票の写しを提出してください。 • 設置完了届提出日から遡って、3ヶ月以内に取得したものを持ち出してください。 <p>※電力受給契約の名義が申請者と異なる場合などには、申請者分のみならず、世帯分の写しを提出</p>	□ 必須
9. 太陽光発電設備普及事業者登録制度の登録事業者が設置したことの証する資料	<ul style="list-style-type: none"> • 太陽光発電設備普及事業者登録制度の登録事業者と交わした工事請負契約の写し等 • 申請者本人の情報（氏名や住所など）が記載されていて、補助申請内容と合致しているものが必要です。 <p>※申請者と補助対象設備等の設置に関する契約を締結した太陽光発電設備普及事業者登録制度の未登録事業者が、登録事業者に設置を請け負わせるときにのみ必要</p>	

作成した書類一式の電子ファイルは、必ず保管してください（書類の内容について電話等で確認させて頂く場合があります）。

少なくとも設置完了届の提出までに設置事業者は太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録している必要があります。登録がないと補助金をお支払いできませんので、円滑に登録の手続きをしていただくよう、お願いします。

設置完了届書類に関するQ&A

No.	質問項目	回答
1	太陽光発電設備普及事業者登録制度に登録していない事業者に設備を設置してもらうことになったが、補助対象とならないのか。	<ul style="list-style-type: none"> • 設置完了届の提出までに、該当の事業者が制度登録することが必要です。 • 登録されていない場合、補助対象となりません。
2	領収書の写しはどのようなものを提出すればよいか。	<ul style="list-style-type: none"> • 申請者宛てに発行された領収書をご準備ください。 • 連名の場合は申請者が支払った費用がわかるよう明示してください。 • 川崎市太陽光発電設備等設置費補助金算定表に領収書の内訳額を入力して別途資料として提出してください。 • この算定表への入力は領収書の内訳額となるため入力額の合計と領収書の額が必ず一致するように作業をしてください。
3	接続契約を申し込んでいることが確認できる書類のコピーなどが期限内に間に合わない場合、後日提出でも構わないか。	<ul style="list-style-type: none"> • 期限内に提出ができない場合、補助金を交付できませんのでご注意ください。

(3) 計画変更、または中止をした場合

ア 計画変更

補助金の交付決定後に、申請書に記載した内容（補助金額、太陽光発電設備の容量など）を変更する場合は、計画変更届（第5号様式）を提出してください。ただし、原則として以下の事項は変更できません。

変更ができない事項・申請者 ・補助対象設備等の追加 ・設置場所（住所）

なお、太陽光発電設備や蓄電池の容量を増加する場合でも、補助金額の増額はできません。容量を減らす場合は、補助額は容量に応じて減額となります。

イ 計画の中止

補助金の交付決定後に、工事等を取り止めるとき、または補助金の申請手続きを中止するときは、速やかに計画中止届（第6号様式）を提出してください。

(4) FITに該当する設備の確認について

市では、太陽光発電設備（FITを適用しないもの）に関する補助金について、補助金のお支払い後、設置された設備のFIT認定の有無を定期的に確認します。申請内容と異なりFIT認定を受けている場合は補助金を返還していただきますので、手続きにお間違えのないようお願ひいたします。

(5) 設置後の設備等の管理・処分について

(1) 設備等の管理義務について

補助金の交付を受けた方は、設備等を法定耐用年数（減価償却資産の耐用年数等に関する省令に定める期間）の間、善良なる管理者の注意をもって管理し、お住まいの住宅において使用してください。

(2) 設備等を処分する場合について

補助金の交付を受けた方は、法定耐用年数の期間内に設備等を処分する場合は、処分前に処分承認申請書（第9号様式）を提出してください。

(3) 補助金の返還について

補助金の交付を受けた方が、表3の設備等を処分した場合、または交付要綱に違反した場合は、交付を受けた補助金の全部又は一部の返還を請求する場合があります。

10. 対象となる設備等の仕様、要件について

補助対象設備等の仕様及び要件の詳細は表3の通りです。これらの仕様、要件を満たさないものは、補助の対象となりません。

PPAやリースなど申請者が購入したものでない場合は補助対象外です。また、補助金額を下回る場合などは所要額を踏まえた補助金額となります。（不明な場合は御相談ください。）

表3 設備等の仕様・要件

機器等	仕様・要件
全般（注意事項）	<p>①設置する設備は、商用化されて、設置実績があるものであること。また、申請者が購入したものであり、中古設備ではないこと。</p> <p>②太陽光発電設備は、設置完了届の提出までに「川崎市太陽光発電設備普及事業者登録制度」に登録された登録事業者によって設置されたものであること。</p>
(1) 太陽光発電 （FITを適用するもの）	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア 原則として、申請者自ら若しくは申請者と生計を一にする親族が電気事業者と電力受給契約（低電圧配線と逆潮流ありで連系）を結ぶこと。</p> <p>イ 2kW以上の住宅用太陽光発電設備であること。</p>
(2) 太陽光発電 （FITを適用しないもの）	<p>「(1) 太陽光発電設備【FITを適用するもの】」のア・イに加えて、次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア FITの認定を取得しないこと。</p> <p>イ 電気事業法第2条第1項第5号口に定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>ウ 売電を行う場合は全量買取方式ではなく、余剰買取方式によること。</p> <p>エ 法定耐用年数を経過するまでの間、補助対象事業により取得した温室効果ガス排出削減効果についてJ-クレジット制度への登録を行わないこと（ただし、ZEH（ZEH Oriented含む）・ZEH+と併せて第9条に規定する交付申請を行う設備は除く）。</p>
(3) 蓄電池 【FITを適用して太陽光発電設備と同時に設置する、またはすでに設置された太陽光発電設備と連系するもの】	<p>次の要件を全て満たすものであること。</p> <p>ア 原則として2kW以上の太陽光発電設備と連系して発電した電気を蓄電するもので平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であり、停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。</p> <p>イ 環境省が実施する「戸建住宅ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）化等支援事業」において、令和4年度以降いずれかの年度において補助対象製品として登録されていること。</p> <p>ウ 同時期に設置されるFIT認定を取得した太陽光発電設備、または、すでに設置されている太陽光発電設備と連系する設備であること。</p>
(4) 蓄電池 【FITを適用せずに同時に設置する太陽光発電設備と連系するもの】	<p>「(3) 蓄電池FITを適用して太陽光発電設備と同時に設置する、またはすでに設置された太陽光発電設備と連系するもの」のア・イに加えて、次の要件を満たすものであること。</p> <p>ア 同時期に設置されるFIT認定を取得しない太陽光発電設備と連系する設備であること。</p>
(5) ZEH設備	<p>次の要件を全て満たすZEHであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。</p> <p>ア 平成28年省エネルギー基準等に準拠して計算される住宅の外皮平均熱貫流率(UA値)が0.6W/m²K以下であること。</p> <p>イ 平成28年基準等に準拠して計算される住宅の冷房期の平均日射熱取得率(ηAC値)が2.8以下であること。</p> <p>ウ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から20%以上削減されていること。</p> <p>エ 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを加えて基準一次エネルギー消費量から100%以上削減されていること。</p> <p>オ 二世帯住宅に該当し、各々の世帯で申請する場合は、当該建物について区分登記がなされていること。</p>

<p>(6) ZEH+設備</p>	<p>(5) のウを除く要件に加えて、次の要件を全て満たすものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。</p> <p>ア 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から30%以上削減されていること。</p> <p>イ 外皮性能について断熱等性能等級6以上であること。</p> <p>ウ 次の(7)又は(イ)の2要素のうち1つ以上を満たすこと。</p> <p>(7) 再生可能エネルギーの自家消費拡大措置</p> <ul style="list-style-type: none"> a 初期実効容量5kWh以上の蓄電システム b おひさまエコキュート（おひさまエコキュートと同様の機能を有するものを含む） c EV充電設備 d 太陽熱利用システム e PVTシステム <p>(イ) 高度エネルギー・マネジメント</p> <p>HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※上記の仕様・要件は令和7年6月2日以降の交付申請に適用します。</p> <p>なお経過措置として、令和7年6月30日以前の交付申請については、以下の通り従前の仕様・要件とすることができます。</p> </div> <p>(5) のウを除く要件に加えて、次の要件を全て満たすものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。</p> <p>ア 設計一次エネルギー消費量が再生可能エネルギーを除き基準一次エネルギー消費量から25%以上削減されていること。</p> <p>イ 次の(a)～(c)の要件のうち2つ以上を満たすものであること。</p> <ul style="list-style-type: none"> (a) (5) ZEH設備のアに定める外皮平均熱貫流率(UA値)が0.5W/m²K以下であること。 (b) HEMSにより、太陽光発電設備等の発電量等を把握した上で、住宅内の暖冷房設備、給湯設備等を制御可能であること。 (c) 再エネ発電設備により発電した電力を電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車に充電を可能とする設備、又は電気自動車若しくはプラグインハイブリッド車と住宅間で電力を充放電することを可能とする設備を設置すること。
<p>(7) ZEH Oriented 設備</p>	<p>(5) の工を除く要件を満たし、都市部狭小地（第一種及び第二種低層住居専用地域並びに第一種及び第二種中高層住居専用地域等であって敷地面積が85m²未満である土地。ただし、住宅が平屋建ての場合は除く。）に建築されるものであって、その設備のうち、太陽光発電設備及び蓄電池を除く空調設備、換気設備、照明設備等をいう。</p>

11. 申請方法及び問い合わせ先

(1) 申請方法

申請等の手続きはオンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）（請求書の提出時を除く）によります。

手続きを行うには、次の①オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）ポータルサイトで利用者登録後、ログインを行ってください。個人向け手続き、事業者向け手続きのどちらからでも申請フォームの検索が可能です（検索ワードは「太陽光発電設備等設置費補助金」で検索できます）。

入力内容等について、詳しくは「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」を確認してください。

①オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）ポータルサイト（申請）

<https://lgpos.task-asp.net/cu/141305/ea/residents/portal/home>

②オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI） 利用マニュアル

<https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000148671.html>

③「太陽光発電設備等設置費補助金 入力の手引き」

<https://www.city.kawasaki.jp/300/page/0000174288.html>

(2) 電話でのお問い合わせ受付

電話番号 : 044-200-2178

受付日時 : 月曜日～金曜日（祝日は除く）

午前 9時～11時45分

午後 1時～5時

※上記電話番号では、制度内容や申請手続き（必要書類等）に関する窓口となっています。オンライン手続かわさき（e-KAWASAKI）に関することは「利用マニュアル」や「よくある質問」をご確認ください。

(3) 担当部署

川崎市環境局脱炭素戦略推進室（川崎市役所本庁舎21階）

住所 : 〒210-8577

川崎市川崎区宮本町1番地

電話 : 044-200-2178 FAX : 044-200-3921

E-mail : 30taisetsu@city.kawasaki.jp

(4) 市役所本庁舎案内図



12. 補助金に関するよくある質問

No.	質問項目	回答
1	申請時点で、すでに設置した設備等についても補助金の対象となるか。	設置等は市から交付決定後（交付決定通知受領後）となります。 すでに設置している設備は補助対象外です。
2	過去に川崎市スマートハウス補助金を活用して太陽光発電設備を設置しているが、増設する際に当補助制度は活用できるか。	活用可能です。
3	令和6年度、本補助金を活用して太陽光発電設備（FITを適用しない）を設置したが、令和7年度、追加で太陽光発電設備（FITを適用しない）を設置するとき補助金を活用することはできるか。	活用することはできますが、2回目以降、補助上限額が減少します。 (例) 令和6年度の補助額が14万円だった場合 令和7年度の上限額は 28万円 - 14万円 = 14万円 なお、蓄電池についても同様の取り扱いとなります。
4	太陽光発電による電力は売電してもよいか。	売電することは可能です。 ただし、売電についてFIT制度を適用する場合と適用しない場合で金額が異なります。
5	国や神奈川県の補助と併用可能か。	併用可能です。 ただし、国や県の補助金を活用する場合、設備の本体購入費や工事費用（消費税額を除いた額）から、国や県の補助金額を控除した額を補助対象経費とします。
6	申請手続きを委任した場合、事務手続き者に補助金の振込がされるのか。	申請を委任した場合であっても、申請者本人に振り込みます。
7	申請手続きを委任しているが、請求書は誰が提出するのか。	申請者、事務手続き者のどちらから提出いただいても構いません。